原議保存期間	５年(平成37年３月31日まで)
有効期間	一種(平成37年３月31日まで)

各附属機関の長
各管区警察局長
東京都警察情報通信部長　殿
北海道警察情報通信部長
各都道府県警察の長
（参考送付先）
庁内各局部課長
四国警察支局長

警察庁丙人発第１１０号
平成３１年４月１日
警察庁長官官房長

懲戒処分事案の情報共有要領について（通達）

みだしの件については、別添の要領に従い、適時適切な情報共有に努められたい。

また、各位にあっては、共有された事案を参考に、各機関における実情を踏まえ、同種事案の再発防止に万全を期されたい。

なお、「懲戒処分事案の情報共有要領の制定について（通達）」（平成30年３月５日付け警察庁人発第99号）は廃止する。

別添

懲戒処分事案の情報共有要領

1　情報共有の対象

次に掲げる懲戒処分のうち発表を行った処分とする。

（１）職務遂行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分

（２）私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分

（３）上記１（１）及び（２）に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分

2　情報共有の時期

懲戒処分の発表後、速やかに情報共有を行うものとする。

3　情報共有先

警察庁、附属機関、地方機関及び都道府県警察（以下「各機関」という。）とする。

4　情報共有の内容

次に掲げる項目を含むものとする。ただし、犯罪捜査及び公判への影響を及ぼさないよう、必要な配慮を行うものとする。

（１）関係者の属性（所属、階級、年齢、採用年及び現階級昇任年）

（２）発覚の経緯

（３）事案の概要

（４）事案の経緯

（５）関係者の供述概要（動機、反省の弁等）

（６）事案の背景（身上把握・指導上の問題点、職場環境における問題点、業務管理システムの問題点、非違事案防止対策上の問題点等）

（７）処分内容

（８）再発防止対策

（９）その他参考となる事項

5　その他

（１）各機関における同種事案の再発防止対策の企画立案の参考に資するものとするとともに、内容については業務上の支障等にも適切に配慮するものとする。

（２）上記５（１）の企画立案に必要な場合は、情報共有を行った各機関に対し、より詳細な内容等について照会するものとし、情報共有を行った各機関においては、業務に支障のない限り、積極的に協力するものとする。